

小松市営住宅入居者募集のご案内



《市営木曽町住宅松棟》

市営住宅とは

市営住宅は住宅に困っており、所得が法令で定められた基準内の方を対象として、国及び市の税金により整備された住宅です。

申し込みにおける注意事項

- 申し込みにあたっては、公営住宅法や小松市営住宅条例などにより、申込資格が定められています。
- 郵送により申し込みの際は事前にご相談ください。
- 申し込みは、1世帯1戸に限ります。
- 書類に不足がある場合は、受け付けできません。
- 一度提出した書類は返却できません。

申し込み先（お問い合わせ先）

小松市営住宅管理センター

受付時間：午前9時から午後5時30分まで

〒923-0942 小松市桜木町133番地1 2階事務所内

TEL：(0761) 22-2345、FAX：(0761) 22-2325

(令和6年4月)

入居者の募集方法

新築募集

現在、募集予定はありません。

新築または建替えにより新たに入居者を募集する際に、公募による抽選で入居者を決定します。

入居待機募集

随時、受け付けております。

現在、入居者が生活している住宅について、空室が生じた際に、入居する方をあらかじめ登録しておくもので、申し込み順番どおりに入居者を決定します。

空室募集

随時、受け付けております。

現在、空室となっている住宅について、申し込み先着順により入居者を決定します。

その他募集

現在、募集予定はありません。

上記以外の募集で、公募による抽選などにより入居者を決定します。

○順番待ちの状況、空室の有無など詳細につきましては、お問い合わせください。

○新築、その他募集の際は、広報こまつやホームページなどでお知らせします。

「入居待機募集」における申込書の有効期限について

申込書の有効期限は、申込日より1年間となります。

有効期限の延長は、更新期間（有効期限満了日の1ヶ月前から有効期限満了日まで）に、更新手続きをしてもらうことにより可能です。更新手続きのない場合は、申込者への連絡なしに取り下げとなりますので、更新を希望される方は、手続き漏れのないようご注意ください。

なお、更新には制約がありますので、別紙 **重要** をご覧ください。

更新手続きには下記の証明書等の提出が必要となります。 < 入居予定者全員（高校生以下除く）>

- ①所得課税証明書
- ②完納証明書
- ③無資産証明書
- ④住民票（謄本）…………… 申込時点から変更があった方のみ
- ⑤賃貸借契約書の写し…………… 申込時点から変更があった方のみ
- ⑥源泉徴収票（前年分）……… 1月～5月の期間は提出が必要

申し込み資格

次の①～⑤の全ての条件を満たすことが必要となります。

①現に同居し、または同居しようとする親族があること

○親族以外の方との入居はできません。

- ・結婚予定の方は、入籍予定日の3ヶ月前から申し込みできます。

(婚約を解消したとき、または届出した入籍予定日以降においても入籍していない場合は、失格となります。)

- ・事実婚関係での申し込みもできます。(恋人や愛人関係の方との入居はできません。)

○原則、兄弟姉妹や未成年者の家族では申し込みできません。

○家族を故意に世帯分離などをした場合や、夫婦を分割しての(別居状態)申し込みはできません。(離婚調停又は裁判中である場合は、裁判所発行の事件係属証明書で証明でき、かつ入居契約時には離婚が成立していることが必要です。)

②入居しようとする世帯員の所得合算額が、法令で定められた金額以下であること

○詳しくは、10ページ 入居収入基準 をご覧ください。

○申し込み時点で収入基準を超過している方は、退職予定では申し込みできません。

③現に住宅に困っていることが明らかな方

○将来、住宅に困る予定であることを理由にした申し込みはできません。

○入居予定者の中に自家所有者がいる場合(自家を購入可能な資産をお持ちの方も含む)や、自己の責任(迷惑行為や家賃滞納など)により住宅の立ち退きを求められている方は、申し込みできません。

○公営住宅に入居中の方は、申込みできません。

○家庭内の問題(家族関係の不仲など)に起因した申し込みはできません

④市町村税の完納者であること(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など)

○未納分を分割納入中である場合についても、認められません。

⑤暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員)でないこと

「単身入居者」の特例

単身入居者については、②～⑤の全てに該当し、さらに次のいずれかに該当する方。

- ・60歳以上の方
- ・1～4級までの身体障害のある方
- ・1～3級までの精神障害のある方、または知的障害のある方(精神障害と同程度の方)
- ・特別項症～第6項症・第1款症の戦傷病者
- ・DV被害者で政令要件を満たす方
- ・生活保護受給者、大臣認定被爆者、海外からの引揚者で5年未満の方、ハンセン病療養所入居者 等

申し込み方法

次の書類を提出してください。

(各種証明書は、申込日からさかのぼって6ヶ月以内に発行したものに限ります。)

申込書	<p>○連帯保証人記載欄について 次の①～③の全ての条件を満たす方に依頼してください。</p> <p>①原則入居決定者の親族で、石川県内に居住している方 ②200万円以上の収入を有する方で、身元及び家賃等の保証ができる方 ③市町村税を完納している方</p> <p>※連帯保証人は、家賃やその他の債務に対して、入居者と連帶して債務を負担する責任を負います（家賃の12カ月分を上限（極度額）とします）。 なお、連帯保証人がいない場合は、小松市と協定を締結した民間保証業者を利用することが出来ます。</p>
住民票（謄本） 市民サービス課にて 発行	<p>○入居予定者全員が記載され、本籍、続柄の分かるもの（マイナーバー記載不要） ※外国人の方は在留資格が分かるもの。※現在、入居予定者以外の方と同居している場合には、現在同居している方全員分の住民票謄本が必要となります。</p>
所得証明書 完納証明書 無資産証明書 税務課にて発行	<p>○左記の証明書は、入居予定者全員分（高校生以下除く）が必要となります。 ※所得がない場合においても、「所得0円」の所得証明書または非課税証明書を提出してください。 ※小松市外の市区町村では、完納証明書を発行していない場合があります。その際は、代わりに納税証明書を提出してください。</p> <p>○所得証明書は、申込日と同じ年度に発行されたものを提出してください。 ○前年の所得証明書の交付されない期間（交付日が1月から5月まで）については、次の書類もあわせて提出してください。 ・給与所得者または年金所得者は前年の源泉徴収票 ・事業所得者は確定申告書の写し</p> <p>○中途就職などにより所得証明書の内容が現状に合わない方は、就職先が発行する給与支払証明書もあわせて提出してください。 ○前年まで収入があったが現在無職の方は、雇用主が発行する退職証明書、または離職票や雇用保険受給資格者証もあわせて提出してください。 ○最近、自家を売却などした場合は、無資産証明書が発行できない場合があります。その際は資産証明書に合わせ、売買契約書の写しや建物登記簿謄本（法務局にて発行）など、資産を売却したことを確認できる書類を提出してください。</p>
誓約書	3ページ <u>申し込み資格</u> の⑤に規定する「暴力団員でないこと」について誓約していただきます。
その他必要書類 (該当者のみ)	入居予定者の中に、以下の事項に該当する方がいる場合には、次の書類を提出してください。 ・婚姻適齢に到達し配偶者がいない方は、戸籍謄本（本籍地の市民課にて発行） ・結婚予定で申し込む方は、婚約証明書（様式は当課にあります） ・内縁関係で申し込む方は、内縁関係証明書（様式は当課にあります） ・離婚調停中で申し込む方は、事件係属証明書（裁判所にて発行） ・障害のある方は、障害者手帳などの写し ・借家（アパート）にお住まいの方は、賃貸借契約書の写し ・生活保護を受けている方は、生活保護受給証明書（ふれあい福祉課にて発行）

※上記に記した以外にも、必要に応じて書類の提出が必要な場合がありますので、担当職員

の指示に従い、提出願います。

住宅の選択基準

小松市では、入居者数を勘案した適正な間取りに入居してもらうことで、限られた数の市営住宅を無駄なく、より多くの入居希望者に利用してもらいたいと考えていますので、次の**市営住宅一覧**の選択基準欄のとおり、入居者数に応じて申し込みできる住宅の種類が定められていますのでご注意ください。

市営住宅一覧

市営住宅には原則、居室の照明器具や網戸、エアコンは設置されておりません。また、住宅によっては、浴槽・給湯器（配線や配管は整備済み）などを各自で購入し、設置してもらう住宅もあります。

（詳細は窓口にてお尋ねください。）

住宅名	建設年度	階数	間取り	管理戸数	家賃月額	選択基準	トイレ	浴室	給湯器	エレベーター	排水設備	ガス種別	（1台）駐車場	共益費
天神町	H15 H18	5階	洋間、LDK ベランダ、サンルーム 脱衣場、屋外物置	25	19,700 ～ 38,800	1人～	洋式水洗	ユニットバス	有	有	下水道	都市ガス	1,300	有
					108, 110, 208, 210, 308, 310, 408, 410, 508, 510号室は、オール電化住宅									
			洋間、洋間、LDK ベランダ、サンルーム 脱衣場、屋外物置	10	25,700 ～ 51,100	2人～	洋式水洗	ユニットバス	有	有	下水道	都市ガス	1,300	有
新末広町	H3 H4	3階 4階 6階	6、6、DK ベランダ、サンルーム 脱衣場、屋外物置	25	29,000 ～ 57,700	3人～	洋式水洗	ユニットバス	有	有	下水道	都市ガス	1,300	有
					18,800 ～ 37,400	1人～	洋式水洗	ユニットバス	有	有	下水道	都市ガス	1,800	有
	H3 H4 H5	3階 4階 6階	6、6、洋間、LDK ベランダ、サンルーム 脱衣場、屋外物置	40	26,500 ～ 57,600	3人～	洋式水洗	ユニットバス	有	有	下水道	都市ガス	1,800	有
					29,400 ～ 57,600	常時 椅子 使用者	洋式水洗	ユニットバス	有	有	下水道	都市ガス	1,800	有

身体障害者用車椅子対応型住宅（専用駐車場有）														
住宅名	建設年度	階数	間取り	管理戸数	家賃月額	選択基準	トイレ	浴室	給湯器	エレベーター	排水設備	ガス種別	（1台）駐車場	共益費
木曽町	S56	4階	8、6、洋間、DK ベランダ、サンルーム	32	17,500 ～ 34,400	1人 ～	洋式水洗	ユニットバス	有	無	下水道	集中プロパン	1,200	有
	S58	4階	8、6、DK ベランダ、サンルーム	16	15,700 ～ 31,000	1人 ～	洋式水洗	ユニットバス	有	無	下水道	集中プロパン	1,200	有
	H7	5階	6、6、洋間、DK ベランダ、サンルーム 脱衣場、屋外物置	24	27,200 ～ 53,500	2人 ～	洋式水洗	ユニットバス	有	有	下水道	集中プロパン	1,200	有
	H8	4階	6、7.5、LDK ベランダ、サンルーム 脱衣場、屋外物置	30	25,800 ～ 50,700	1人 ～	洋式水洗	ユニットバス	有	有	下水道	集中プロパン	1,200	有
	H10	5階	6、6、洋間、LDK ベランダ、サンルーム 脱衣場、屋外物置	22	27,600 ～ 54,200	2人 ～	洋式水洗	ユニットバス	有	有	下水道	集中プロパン	1,200	有
H30	H10	5階	洋間、洋間、LDK ベランダ、サンルーム 脱衣場、屋外物置	2	27,600 ～ 54,200	常時 車椅子 使用者	洋式水洗	ユニットバス	有	有	下水道	集中プロパン	1,200	有
						身体障害者用車椅子対応型・オール電化住宅								
	H30	2階	洋室、主寝室、DK、 浴室、洗面脱衣室、 サンルーム、屋外物置	28	18,300 ～ 36,000	1人 ～	洋式水洗	ユニットバス	有	無	下水道	集中プロパン	1,200	有
			洋室×2、主寝室、LDK、 浴室、洗面脱衣室、 サンルーム、屋外物置	16	23,000 ～ 45,100	2人 ～	洋式水洗	ユニットバ	有	無	下水道	集中プロパン	1,200	有

住宅名	建設年度	階数	間取り	管理戸数	家賃月額	選択基準	トイレ	浴室	給湯器	エレベーター	排水設備	ガス種別	(1台)	駐車場	共益費
川辺町	H22 H23	5階	6、LDK ベランダ、サンルーム 脱衣場、屋外物置	50	18,600 ～ 36,600	1人～	洋式水洗	ユニットバス	有	有	下水道	都市ガス	1,300	有	
			6、洋間、LDK ベランダ、サンルーム 脱衣場、屋外物置	35	23,000 ～ 47,600	2人～	洋式水洗	ユニットバス	有	有	下水道	都市ガス	1,300	有	
吉竹町	S51	1階	4.5.K	4	7,200 ～ 14,200	1人～	洋式水洗	ユニットバス	有	無	下水道	集中プロパン	自治会管理	有	
		4階	6、6、洋間、DK ベランダ、サンルーム	30	15,000 ～ 29,600	1人～	洋式水洗	ユニットバス	有	無	下水道	集中プロパン	自治会管理	有	
	S53	4階	8、6、洋間、DK ベランダ、サンルーム	24	17,500 ～ 34,300	1人～	洋式水洗	ユニットバス	有	無	下水道	集中プロパン	自治会管理	有	
	S55	4階	8、6、洋間、DK ベランダ、サンルーム	24	17,800 ～ 35,100	1人～	洋式水洗	ユニットバス	有	無	下水道	集中プロパン	自治会管理	有	

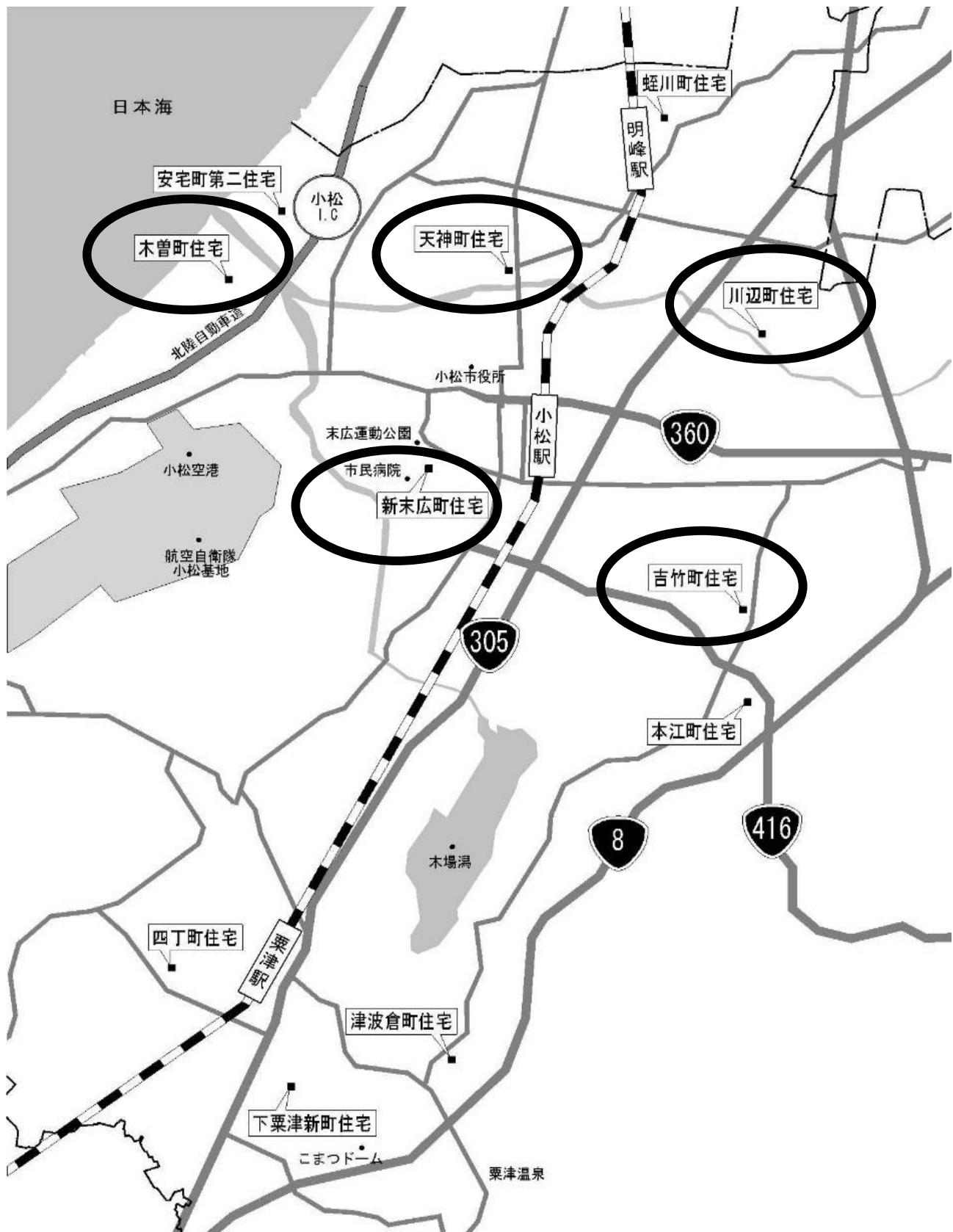
各住宅のおよその位置（グーグルマップ）

天神	末広	木曾	川辺	吉竹

住宅名	建設年度	階数	間取り	管理戸数	家賃月額	選択基準	トイレ	浴室	給湯器	エレベーター	排水設備	ガス種別	(1台)	駐車場	共益費
安宅町第2	S38														
木曽町	S36 ～ 39														
蛭川町	S44														
本江町	S46														募集停止中（建替え及び用途廃止予定）
津波倉町	S48														
下栗津新町	S32														
四丁町	S44														

市営住宅位置図

○で囲んである住宅へ申し込むことができます。



入居収入基準

世帯の状況	収入基準額
◎ 一般の世帯	所得月額 158,000円以下
◎ 裁量階層世帯（以下のいずれかに該当する世帯） <ul style="list-style-type: none"> ①申込者本人が60歳以上であり、かつ同居者（別居扶養親族を除く）のいずれもが60歳以上または18歳未満である場合。 ②申込者本人または同居者（別居扶養親族を除く）が、次にあげる障害の程度のいずれかに該当する場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級～4級 ・精神障害者手帳1、2級 ・療育手帳A級、B級（B1級は可、B2級は不可） ③申込者本人または同居者（別居扶養親族を除く）が、次のいずれかに該当する場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・戦傷病者特別項症～第6項症、第1款症の方 ・大臣認定被爆者 ・海外からの引揚者で5年未満の方 ・ハンセン病療養所入居者 ④同居者に小学校入学前の子がいる場合。 	所得月額 214,000円以下

所得月額算定方法

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{給与等総収入金額} - \text{給与所得控除} - \text{所得控除(10万円)} \\ \text{公的年金支給額} - \text{公的年金控除} - \text{所得控除(10万円)} \\ \text{事業所得等 (税務署決定額)} \end{array} \right\} - \text{扶養控除} - \text{特別控除} \div 12 \text{ヶ月}$$

※所得金額は、1人ずつ計算し合算。

※生活保護法による扶助料、雇用保険金、遺族年金、障害福祉年金、仕送りなどの非課税所得や退職金、一時所得や譲渡所得などは、所得に含めません。

扶養控除・特別控除

種類	内 容	控除額	
扶養控除	申込者を除く同居者（税法上の別居扶養親族も含まれます。）	1人につき 38万円	
特別控除 (注)	障害者	普通障害（身体3級以下、精神2級以下、療育B級）のある方 特別障害（身体1・2級、精神1級、療育A級）のある方	27万円 40万円
	老人控除対象配偶者 老人扶養親族	満70歳以上の扶養親族で、所得が48万円以下の方	10万円
	特定扶養親族	満16歳以上23歳未満で、所得が48万円以下の方	25万円
	寡婦	所得500万円以下で、夫と離別後婚姻しておらず、所得が48万円以下の扶養親族がある方もしくは夫と死別後婚姻していない方	27万円
	ひとり親	所得500万円以下で、未婚もしくは配偶者と離婚・死別した後に婚姻しておらず、所得が48万円以下の子と生計を一にする方	35万円

(注) 税法上の所得控除に該当する場合。

参考

○収入基準早見表（給与所得者の場合。ただし、所得者が1人で特別控除がない場合。）

世帯員	一般の世帯		裁量階層世帯	
	給与等総収入金額	所得金額	給与等総収入金額	所得金額
1人	2,967,999円	1,994,800円	3,887,999円	2,667,200円
2人	3,511,999円	2,375,600円	4,363,999円	3,048,000円
3人	3,995,999円	2,753,600円	4,835,999円	3,425,600円
4人	4,471,999円	3,134,400円	5,311,999円	3,806,400円
5人	4,947,999円	3,515,200円	5,787,999円	4,187,200円

○公的年金控除

65歳以上の方		65歳未満の方	
公的年金収入金額	公的年金控除額	公的年金収入金額	公的年金控除額
330万円未満	110万円	130万円未満	60万円
330万円以上 410万円未満	収入金額×25% +27.5万円	130万円以上 410万円未満	収入金額×25% +27.5万円
410万円以上 770万円未満	収入金額×15% +68.5万円	410万円以上 770万円未満	収入金額×15% +68.5万円
770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5% +145.5万円	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5% +145.5万円
1,000万円以上	195.5万円	1,000万円以上	195.5万円

家賃・敷金・その他の費用

家賃

家賃は、毎年度、世帯全員の所得により算定される所得月額（所得月額の算定方法については、10ページの 所得月額算定方法 をご覧ください。）により、小松市営住宅条例に基づき決定されます。

- 各住宅別の家賃月額については、5～8ページの 市営住宅一覧 をご覧ください。
- 市営住宅一覧 に記載されている家賃月額は、所得月額が入居収入基準（10ページの 入居収入基準 をご覧ください。）以下である場合の金額（※入居時の家賃月額）です。
- 住宅に入居後の翌年度以降において、入居収入基準を超える場合には、市営住宅一覧 に記載されている家賃月額より高くなることがありますのでご注意ください。
(詳細につきましては、お問い合わせください。)

敷金

入居（契約）の際に、家賃の3ヶ月分を、敷金として納入していただきます。

- 敷金は住宅を明け渡すときにお返しいたします。ただし、未払いの家賃や退去時修繕費（個人負担分）があるときは、その金額を差し引きします。
- 住宅の名義人の死亡または転出に伴う住宅の承継（名義変更）を行う際には、敷金は新名義人に引き継がれることとなります。

町内会費・自治会費（共益費）

家賃の他に次のような費用がかかります。

（毎月の支払額や支払方法などについては、自治会役員の方や、班長の方にご確認ください。）

○町内会費

○自治会費（共益費）

- 通路灯、階段灯、外灯などの電気料及び電球の取替費用
 - 共用水栓の水道料
 - 通路、植樹、花壇などの清掃、消毒及び手入れに要する費用
- など

駐車場

駐車場を使用する場合は、家賃とは別途、駐車場使用料が発生いたします。

- 駐車場の使用は、原則1世帯1台のみとなります。

- 駐車場使用料は、住宅によって金額が違いますので 市営住宅一覧 をご覧ください。
- 吉竹町の駐車場については、自治会で民間駐車場を借りているため、料金は自治会で決定しています。

退去時修繕費

市営住宅の家賃は、民間アパートにおける家賃の算出方法とは異なり、公営住宅法・小松市営住宅条例に基づき、入居者の収入を勘案して算出された低廉な家賃となっています。

(※民間アパートの家賃のように、修繕費用などを考慮して算出した金額ではありません。)

したがって、日常生活における修繕費用の負担については、市営住宅では借主（入居者）負担としています。

退去時の修繕は、次の基準により退去の際に修繕費を負担していただくこととしています。

①退去の際には、次の入居者が気持ちよく入居できるよう、すみずみまできちんと清掃をして、退去してもらうこととなります。

②「襖」、「障子」、「畳表」、「内壁」、「天井」などの経年に伴う汚れなどについては、市の負担としています。ただし、

- ・日々の清掃を怠った場合による汚れ
- ・タバコのヤニによる汚れ
- ・落書きや破れ

など、入居者の故意・過失により破損・汚損したものについては借主（入居者）負担としており、敷金との相殺など精算を行います。

その他注意事項

- 入居契約の際、連帯保証人の方には、請書（契約書）に記名し、実印を押印のうえ、印鑑登録証明書、所得証明書、完納証明書を提出していただきます。書類は案内があってからご用意ください。発行日が古いと取り直しが必要な場合があります。
- 連帯保証人として担保する上限額（極度額）は 入居時家賃の 12か月分です。
- 市営住宅に入居後、14日以内に住民登録をしていただきます。
- 犬、猫などペットの飼育は他の入居者の迷惑になりますので固く禁止します。
- 家賃滞納、迷惑行為及び不正入居などがあった場合は、住宅を明け渡してもらうこともあります。

申し込み申請の更新手続きには下記の証明書等の提出が必要となります。

< 入居予定者全員（高校生以下除く）>

- ①所得課税証明書
- ②完納証明書
- ③無資産証明書
- ④住民票（謄本）…………… 申込時点から変更があった方のみ
- ⑤賃貸借契約書の写し…………… 申込時点から変更があった方のみ
- ⑥源泉徴収票（前年分）……… 1月～5月の期間は提出が必要

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

記載例

(あて先) 小松市長
令和〇〇年〇〇月〇〇日

申込者		連帯保証人	
現住所	小松市小馬出町〇〇番地	現住所	小松市小馬出町××番地
氏名	小松 太郎 印	氏名	石川 県太 印
TEL	090-0000-0000		

次のとおり市営住宅に入居したいので、関係資料を添え連帯保証人連署のうえ申し込みます。

なお、この申込書に偽りの記載があるときは、申し込みを無効とされても異議を申し立てません。

	続柄	氏名	生年月日	勤務先または事業所			備考
				名称	TEL	所在地	
同居しようとする親族	申込者	小松 太郎	S51.5.3	〇〇〇株式会社	XX-XXXX	小松市小馬出町△△番地	
	妻	小松 花子	S52.3.4	無職			
	子	小松 一郎	H20.1.23	無職（小学生）			
その他扶養親族	母	小松 松子	S20.1.2	無職			

現住居の状況	自宅・借家（借間）の別	室数	畳数	家賃月額	居住年月	世帯人員
	借家	1室	8帖	60,000円	〇〇年〇月	3名

申込理由（現住居に困っている理由を記入して下さい。）

（住居困窮理由を記入する）

希望する住宅	小松市営〇〇町住宅〇〇棟					
--------	--------------	--	--	--	--	--

連帯保証人	続柄	氏名	生年月日	TEL（連絡先）	勤務先	年収
						年収
	兄	石川 県太	S50.1.13	080-0000-0000	△△△ 株式会社	400万円

記載例

誓 約 書

私は、今回「市営住宅入居申込書」を提出するにあたり、以下の事項について誓約いたします。

- 一 私および同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下、暴力団員という。）ではないこと。
- 二 私および同居者が、暴力団員であることを偽って入居した場合や、将来において暴力団員となった場合、および暴力団員を同居させた場合には、市営住宅の明渡請求事由に該当することを確認し、違反した場合には、市の指示に従い、すみやかに市営住宅を明け渡すこと。
- 三 私および同居者の暴力団員該当性について、市が警察に対し照会を行うことについて同意すること

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 小松市長

住 所 小松市小馬出町〇〇番地

名 前 小松 太郎 印

重 要

令和 年 月 日

様

令和 年 月 日に受付しました市営住宅入居申込書につきましては、

令和 年 月 日（申込日翌日）が有効期限日となります。（有効期限1年間）

※ 有効期限の延長は、更新期間（上記有効期限日の1ヶ月前から有効期限日までの期間）

に、更新手続きをしてもらうことにより可能です。

☆ 更新手続き方法については、建築住宅課までお問い合わせください。

なお、上記有効期限までに、更新手続きのない場合は、申込者への連絡無しに、申込みが取り下げ扱いとなりますので、更新を希望される方は、手続き漏れのないようご注意ください。

☆ 市より有効期限満了による更新手続きの通知等は一切いたしません。

また、更新には、以下の制約があります。

- ・ 更新時点で、再度、申込資格を満たしていること。
- ・ 更新時点で、申込みした住宅の選択基準（人数制限）を満たしていること。
- ・ 申込時点でなく、更新日時点の法令等が適用されること。
- ・ 市の施策等（建替え等による政策空室、募集方式の変更等）により、更新できないこともあります。

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

(あて先) 小 松 市 長

年 月 日

申込者		連帯保証人	
現住所		現住所	
氏名	(印)	氏名	(印)
TEL			

次のとおり市営住宅に入居したいので、関係資料を添え連帯保証人連署のうえ申し込みます。

なお、この申込書に偽りの記載があるときは、申し込みを無効とされても異議を申し立てません。

	続柄	氏名	生年月日	勤務先または事業所			備考
				名称	TEL	所在地	
同居しようとする親族	申込者						
そ扶の養他親の族							

現住状況	自宅・借家 (借間)の別	室 数	畳 数	家賃月額	居住年月	世帯人員				
						室	帖	円	年 月	名

申込理由（現住居に困っている理由を記入して下さい。）

希望する住宅	小松市営	町住宅	棟
--------	------	-----	---

連帯保証人	続柄	氏名	生年月日	TEL(連絡先)	勤務先	年収
						万円

誓 約 書

私は、今回「市営住宅入居申込書」を提出するにあたり、以下の事項について誓約いたします。

- 一 私および同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下、暴力団員という。)ではないこと。
- 二 私および同居者が、暴力団員であることを偽って入居した場合や、将来において暴力団員となった場合、および暴力団員を同居させた場合には、市営住宅の明渡請求事由に該当することを確認し、違反した場合には、市の指示に従い、すみやかに市営住宅を明け渡すこと。
- 三 私および同居者の暴力団員該当性について、市が警察に対し照会を行うことについて同意すること

年 月 日

(あて先) 小松市長

住 所 _____

氏 名 _____ 印